

インターネットサービス接続契約約款

第1章 総則

第1条 【約款の適用】

本約款は、株式会社サルード（以下「当社」といいます。）が契約者にインターネット接続サービスをご利用頂くため、料金その他の提供条件を定めたものである。

第2条 【約款の変更】

当社は、契約者の承認を得ることなく、本約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のインターネット接続サービス契約約款による。

第3条 【用語の意味】

本約款の用語の意味は次のとおりとする。

1. 契約者
当社とインターネット接続サービス契約をしている自然人又は法人
2. 電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
3. 電気通信サービス
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
4. 専用回線
当社が第一種電気通信事業者から専用サービスを受けて契約者に提供する専用の電気通信回線
5. 回線接続装置
専用回線の終端に位置し、契約者の端末設備とインターネット接続サービスに係わる当社の設備との間の信号を変換する機能をもつ電気通信設備（DSU, CSU, modem）
6. ルータ
インターネット接続サービスの利用の為に、契約者又は契約者との契約により当社が設置するデータの蓄積・交換・中継を行う電気通信設備
7. 集線設備
契約者に電気通信サービスを提供するための回線を収容する設備
8. アクセスポイント
集線設備を設置した当社の管理する場所
9. ドメイン名
日本ネットワークインフォメーションセンターによって割り当てられる組織を示す名前
10. ドメイン

ひとつのドメイン名によって示される範囲

11. インターネットワークアドレス

インターネットプロトコルとして定められている 32bit のアドレス

12. インターネット接続サービス

契約者の指定する場所とアクセスポイントとの間を当社が設置する専用回線、第一種電気通信事業者が提供する電話回線（以下電話回線とする）で接続してインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービス

- いなかーねっとインターネット接続サービス

- a. 専用線 IP 接続サービス

契約者の指定する場所とアクセスポイントを当社が設置する専用回線、回線接続装置、及びルータで接続して提供するインターネット接続サービス

- b. フレッツ接続サービス

当社の指定する地域内での N T T フレッツサービスを利用してのインターネット接続サービス

- c. ダイヤルアップ接続サービス

ダイヤルアップ接続サービス／契約者の指定する場所とアクセスポイントを 1 つの公衆電話網電話回線又は 1 B チャンネルの ISDN 回線による交換網で接続して提供するインターネット接続サービス

- I C E ネットサービス

- a. I C E メールサービス

ウィルスチェックメールアドレスを提供するサービス

13. 端末設備

インターネット接続サービスを利用するため、契約者が設置する電気通信設備

第 2 章 インターネット接続サービスの種類等

第 4 条 【インターネット接続サービスの種類】

インターネット接続サービスの種類は次の通りとする。

- (1) 専用線 IP 接続サービス
- (2) フレッツ接続サービス
- (3) ダイヤルアップ IP 接続サービス
- (4) I C E ネットサービス
- (5) 本約款第 1 0 章に定める付随的サービス

第 5 条 【インターネット接続サービスの品目】

インターネット接続サービスの品目は次の通りとする。

- (1) 専用線 IP 接続サービスの品目使用回線の品目種別

- 当社の定める使用回線
- (2) フレッツ接続サービス
 - NTTフレッツADSL、光回線を利用した接続
 - NTTフレッツISDNを利用した接続
- (3) ダイヤルアップ IP 接続サービスの品目
 - 電話回線利用型ダイヤルアップ IP 接続サービス
- (4) ICEネットサービス
 - ウィルスチェックメールサービス
- (5) 付随的サービスの品目
 - 本約款第 10 章に定めるとおり

第 3 章 契約

第 6 条 【契約の単位】

インターネット接続サービスの契約の単位は次の通りとする。

- ・専用線 IP 接続サービス
専用回線の 1 回線毎に契約
- ・フレッツ接続サービス
契約者が使用する接続 ID、パスワード毎に契約
- ・ダイヤルアップ IP 接続サービス
契約者が使用する接続 ID、パスワード毎に契約
- ・ICEネットサービス
契約者が使用するメールアドレス毎に契約

第 7 条 【最低利用期間】

1. 専用線 IP 接続サービス、フレッツ接続サービス及びダイヤルアップ IP 接続の利用に関する契約はサービスの提供を開始した日から起算して 1 年間を最低利用期間として定める。
2. 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除又は利用休止があった場合は、当社が定める期日までに、前項の最低利用期間中の残余の期間に対応する料金に相当する額を一括して支払う義務を負い、すでに支払い済みの料金がある場合には当社は払戻を行わないものとする。

第 8 条 【契約の申込み】

インターネット接続サービスの契約申込みは、原則として当社の定める契約申込書に次の事項を記載・捺印して当社の指定の場所に提出する。

- (1) 契約申込者の氏名（商号）、代表者、住所（個人契約の場合は居住地、法人契約の場合は法人所在地）
- (2) サービスの品目
- (3) その他必要事項

第9条 【契約申込みの承諾】

契約申込みに対して当社が承諾した場合は申込書を送付する。但し、以下の場合には契約申込みを承諾しない。

- (1) 契約申込者がインターネット接続サービスの料金の支払いやその他の契約上の義務を怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき
- (3) インターネット接続サービスの申込者が第30条第1項の各号に該当するとき
- (4) 申込みに係わるインターネット接続サービスを提供するための専用回線の接続について第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき
- (5) 申込者が、インターネット接続サービスの契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (6) 申込者が当社又はインターネット接続サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断したとき

第10条 【契約変更の申込み】

- 1. 専用線 IP 接続サービスの契約者が指定場所の移転及び回線品目の変更について契約変更の申込みをする場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、当社の指定の場所に提出するものとする。
- 2. フレッツ接続サービス、ダイヤルアップ IP 接続サービス及び ICE ネットサービスの契約者が本契約の変更を希望する場合には次の事項に従うものとする。ただし、サービス開始後1カ月を経過するまでは本契約の変更を申し込むことが出来ないものとする。
 - (1) 契約者が、本契約の変更を希望する場合には、当社の指定する書式に従い通知するものとし、変更の実施は当社所定の期間内に所定の方法により行うものとする。
 - (2) 契約者が本契約の変更を希望する場合、既に支払済みの料金の払い戻しは行わない。
 - (3) 契約者より本契約の変更の申請がない場合は、契約を自動的に更新する。
 - (4) 本契約の変更は当社が定めた変更手数料を支払うものとする。
 - (5) 契約者が識別符号の変更を必要とする変更を希望する場合、本契約を解約後、再入会の手続きをとるものとする。

第 1 1 条 【契約変更の承諾】

当社は、契約変更の申込みに対して次の事項を除き承諾する。

- (1) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき
- (2) 申込みに係わるインターネット接続サービスを提供するための専用回線の接続について第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき
- (3) 前条の手続きに従わないとき

第 1 2 条 【契約に基づく権利の譲渡】

契約者は、インターネット接続サービスの提供を受ける権利を譲渡することができない。

第 1 3 条 【契約者の地位の承継】

1. 契約者において相続並びに営業譲渡及び合併があったときは、相続人並びに譲受人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとする。
2. 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、承継の日から 6 カ月以内の当社営業日（承継の日を算入せずに 6 カ月とする。但し、当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日）までに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知するものとする。
3. 第 1 項の場合、相続により契約者の地位を継承した者が 2 人以上あるときは、前項の期間内にそのうちの 1 人を代表者と定め、書面によりその旨を通知するものとする。
4. 代表者の届け出がないときは、当社が代表者を指定する。代表者が定まった場合は、当社の通知などは代表者宛にする。

第 1 4 条 【契約者の氏名等の変更】

契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは速やかに当社の定める手続きによりその旨を当社に通知するものとする。

第 1 5 条 【契約者が行う契約の解除】

1. 専用線 IP 接続サービスの契約者が契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 3 カ月前の当社の営業日（解約しようとする日を算入せずに 3 カ月とする。但し、当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日）までに書面によりその旨を当社に通知する。但し、契約の解除はサービス利用開始後、1 カ年を経過している場合に限る。
2. フレッツ接続サービス、ダイヤルアップ IP 接続サービス及び I C E ネットサービスの契約者が本契約の解除を希望する場合には次の事項に従うものとする。ただし、本契約の最低利用期間中に解除を希望された場合でも、契約者は当該期間中の契約の料金を全額・一括で当社に支払わなければならない。

- (1) 契約者が、本契約の解除を希望する場合には、当社の指定する書式に従い、必ず書面にて通知するものとする。但し、フレッツ接続サービス、ダイヤルアップ IP 接続サービス及び I C E ネットサービスについては毎月末日付にて解除を行うものとする。
- (2) 契約者が本契約の解除をする場合、既に支払済みの料金の払い戻しは行わない。
- (3) 契約者より本契約の解除の申請が無い場合は、契約を自動的に更新する。
- (4) 契約者が本契約を解除する場合、解除希望日までに接続 I D およびパスワード及び付随項目を当社に返還する。

第 4 章 電気通信設備の接続等

第 1 6 条 【回線接続装置の接続】

1. 当社は、専用線 IP 接続サービスの契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に回線接続装置及びルータ又は回線接続装置を設置し、当社が定める技術基準に従って、契約者が設置、管理する端末設備又はルータとの接続を行う。
2. 当社は、前項の地点を定める時には、契約者と協議する。

第 1 7 条 【契約者の端末設備、ルータの接続検査等】

1. 当社は、専用線 IP 接続サービス契約者の端末設備又はルータに異常があるなど当社の提供するインターネット接続サービスの提供に支障があり、必要と認めるときは、端末設備の接続が当社の技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがある。契約者は正当な理由がある場合等を除き、この検査を受ける事を承諾するものとする。
2. 前項の接続検査を行った結果、契約者の端末設備又はルータが技術基準に適合していると認められない場合は、契約者はその端末設備又はルータを専用回線から取り外さなければならない。
3. 第 1 項の検査を行う場合は、当社の係員は所定の証明書を提示する。

第 5 章 管理範囲

第 1 8 条 【管理範囲】

当社にて提供するインターネット接続サービスのための機器、回線、ソフトとする。

第19条 【取扱い地域】

インターネット接続サービスの提供地域は、日本国内とする。

第20条 【利用の制限】

契約者は、インターネット接続サービスにおいて、次にあげるもの以外のインターネットワークアドレス、ドメイン名を使用してインターネット接続サービスを利用することはできない。

1. 専用線 IP 接続サービス
 1. <インターネットワークアドレス>
 2. 契約者が取得したインターネットワークアドレス
 3. <ドメイン名>
 4. 契約者が取得したものあるいは、当社が指定するドメイン名
2. フレッツ接続サービス
 5. <インターネットワークアドレス>
 6. 当社が指定したインターネットワークアドレス
 7. <ドメイン名>
 8. 当社が指定するドメイン名
3. ダイヤルアップ IP 接続サービス
 9. <インターネットワークアドレス>
 10. 当社が指定したインターネットワークアドレス
 11. <ドメイン名>
 12. 当社が指定するドメイン名
4. ICE ネットサービス
 13. <インターネットワークアドレス>
 14. 当社が指定したインターネットワークアドレス
 15. <ドメイン名>
 16. 当社が指定するドメイン名

第21条 【非常事態が発生した場合等の利用制限】

当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できない恐れが生じたときは、「電気通信事業法」第8条並びに郵政省令で定める重要通信を確保するため通信の一部を停止する措置をとることがある。

第 2 2 条 【設備の修理又は復旧】

1. インターネット接続サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、契約者の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の旨請求する。
2. 当社の電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは速やかにその設備を修理・復旧する。

第 7 章 料金等

第 2 3 条 【料金体系】

料金体系は次の通りとする。

- (1) 加入料金
- (2) 利用料金（「月会費・追加従量課金（月額料金）、月額固定料金」、変更手数料、年間固定料金）
- (3) 回線利用料金
- (4) 工事費（個別金額）
 1. 料金内容は別途料金表で定める。

第 2 4 条 【料金及び工事費】

料金及び工事費は料金表の通りとする。

第 2 5 条 【料金及び工事費の支払い義務】

契約者は、当社の提供するインターネット接続サービス契約の申込みを行い、これを当社が承諾したとき料金の支払義務が生じる。

第 2 6 条 【料金の計算方法】

1. 専用線 IP 接続の月額固定料金は、毎月 1 日から当月末日までの 1 カ月分を月額として算定する。
2. フレッツ接続サービス、ダイヤルアップ IP 接続及び I C E ネットサービスの月額固定料金は、利用開始日から 1 カ月分を月額として算定する。
3. ダイヤルアップ IP 接続の従量課金は、毎月 1 日から当月末日までの 1 カ月分を月額として算定する。

4. フレッツ接続サービス、ダイヤルアップ IP 接続の年間固定料金は、利用開始日または継続更新日（2年目以降）から1カ年分を年間固定料金として算定する。
5. 利用開始日とは、当社が契約を承諾し実際に利用が可能となる日を云う。
6. 従量課金の利用開始日が属する月額の特例。
 - 1) 従量制契約については、最初の利用開始日が属する1カ月に限り月額料金を日割り料金とする。
 - 2) 日割り計算は、月額料金を該当月の日数で除した額を1日の料金として、これに最初の利用開始日に属する月の利用開始日以降締め日までの日数を乗じて算定し、該当月の料金額を決定する。
7. 回線利用料金は、第一種電気通信事業者の提供する専用回線の使用料及び回線終末装置の使用実績相当の額とする。
8. 工事費は個別に算定する。

第27条 【料金等の請求及び支払い】

1. クレジットカード決済による支払い
 - 1) 契約者が別途契約するクレジットカード会社との契約に基づき所定の方法でクレジットカード会社に支払う。
 - 2) 当社からは契約者が別途契約するクレジットカード会社に請求する。
 - 3) 加入料金は、初回請求時と同時に請求する。
2. 預金口座自動振替による支払い
 - 1) 契約者が当社へ「預金口座自動振替」による支払いを依頼する。
 - 2) 当社より指定金融機関からの自動振替をおこなう。
 - 3) 加入料金は、初回振替時と同時に請求する。

第28条 【利用不能時の料金減額措置】

当社の責に帰すべき事由により、専用線 IP 接続サービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下利用不能時間という）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨て）に月額固定料金額、回線使用料金額の30分の1を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額する。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3カ月を経過する日（初日を算入せず3カ月とする。当該日が土曜、日曜、祝日の場合には、その直前の当社の営業日）までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとする。

第29条 【金額の端数処理】

料金その他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第8章 提供の停止等

第30条 【提供の停止】

1. 当社は、インターネット接続サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、インターネット接続サービスの提供を停止することがある。
 - (1) 支払期日を経過しても料金、延滞利息を支払わないとき。
 - (2) 第37条第1項の規定に違反して当社の承諾を得ずに、専用回線に契約者の電気通信設備又は当社以外の者が提供する電気通信設備を接続したとき。
 - (3) 第17条第1項の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準に適合しないと認められた端末設備又はルータを専用回線から取り外さなかったとき。
 - (4) 前各号の他、この約款の規定に違反する行為で、当社若しくは第三者の業務遂行又は当社若しくは第三者の提供する電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
1. 2. 契約者の行為が以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき、当社は、契約者に当該行為の中止、修正又はデータの移動を求め、あるいは事前に通知することなく契約者の表示又は発信する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置くことができる。又理由、停止日、停止期間を通知し、インターネット接続サービスの提供を停止することがある。
 - (1) 他の加入者又は第三者若しくは当社の著作権、商標権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為
 - (2) 他の加入者又は第三者若しくは当社への誹謗、中傷又は名誉又は信用を毀損する行為
 - (3) 他の加入者又は第三者若しくは当社への詐欺、脅迫行為
 - (4) 他の加入者又は第三者若しくは当社に不利益を与える行為
 - (5) 他の加入者又は第三者のプライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - (6) 当社の電子メールサービスを利用して無差別並びに大量に不特定多数の者にその意思に反してメール等を送信する行為
 - (7) 当社又はインターネット接続サービスの信用を毀損する虞のある方法で当該サービスを利用する行為
 - (8) 公職選挙法に違反する行為
 - (9) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は表示する行為
 - (10) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (11) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信又は表示する行為
 - (12) 違法又は公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言など）
 - (13) その他法令、条約（輸出法令を含む）等に違反する行為、又は違反の虞のある行為

- (14) 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等の入手をリンクするなどによって容易にさせ、前各号の発信者の行為を助長する行為
2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は引き続き停止する。
3. 契約者は、前3項の通信停止期間中も、別表第2号の料金、回線料金を支払う。
4. 2項に関して、当社あるいは当社が指定した者は情報の監視・削除等の義務を負うものではない。当社あるいは当社が指定した者が削除しなかったことにより契約者又は第三者が被った損害に関し、当社あるいは当社が指定した者は一切責任を負わないものとする。
5. 契約者の掲載した情報が原因で、当社の機器及びインターネット接続環境に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合には、事前の通知なく該当する情報を一時的に別の場所に退避させること、又は他者が閲覧できない状態に置くことができる。当社はそのような場合、事後に契約者に対して、当社が適当と判断する手段により連絡を行う。

第31条 【提供の中止】

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、インターネット接続サービスを中止することがある。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、当社がインターネット接続サービスの提供を行うことが困難となったとき
2. 当社は前項の規定によりインターネット接続サービスを中止する場合は、予めそのことを契約者に通知する。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

第32条 【契約の解除】

1. 第30条の規定により通知をした提供停止期間を経過し、なお契約者が第30条第1項の各号のいずれかに該当する場合、当社はインターネット接続サービス契約を解除することがある。
2. 前項の規定により契約を解除する場合は、第15条の規定は適用しない。

第9章 損害賠償

第33条 【損害賠償の範囲】

1. 当社が提供すべきインターネット接続サービスの全部又は一部を当社の責に帰すべき理由により契約者が全く利用できない(当社がインターネット接続サービスを全く提供しない場合若しくはインターネット接続サービスの支障が著しく、全く利用できない程度の場合をいい、以下利用不能という)ために契約者に損害が発生した場合、契約者が利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、利用不能時間を24で除した商(小数点以下の端数は切り捨て)に月額料金額、回線使用料金額

の30分の1を乗じて算出した額を賠償の限度として契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じる。但し、利用不能が当社の故意又は重過失に基づく場合は適用しない。

1. 2. 前項但し書きの規定は、法人の契約者については適用しない。
2. 第一種電気通信事業者又は他の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、契約者が損害を被った場合は、当社は、契約者の請求に基づき当該第一種電気通信事業者又は他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じる。

第34条 【免責事項】

当社は、契約者のインターネット接続サービスの利用に関する、次に定める事項については、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変等当社の責に帰し得ない事由により当社がインターネット接続サービスの全部又は一部の履行ができない場合に契約者に損害が発生したとき
- (2) 第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、インターネット接続サービスを不正に利用することにより、契約者又は第三者に損害を与えたとき
- (3) 第33条第1項に定める請求を契約者が、その事由が発生してから3カ月を経過する日（事由発生日を算入せず3カ月とする。当該日が土曜、日曜、祝日の場合には、その直前の当社営業日まで）までに行わなかったとき
- (4) 契約者に、第21条、第30条、第31条に定める事由により損害が発生したとき
- (5) インターネット接続サービスによって得る情報の使用によって契約者又は第三者に損害が発生したとき
- (6) 専用回線、回線接続装置、ルータ等の設置工事にあたって、やむを得ない理由により契約者の所有又は管理する土地、建物その他の工作物等に損害を与えたとき

第10章 付随的サービス

第35条 【付随的サービス】

1. 当社は本章の定めに従いインターネット接続サービスに付随する以下のサービスを契約者に提供する。

(1) ウィルスチェックメールサービスの提供

2. 前項に定める付随的サービスの内容及び当該サービスに適用される特別条項は別記1及び別記2の通りとする。

3. 本章及び別記に別段の定めのない限り付随的サービスは本約款の各条項の適用を受ける。

第11章 雑則

第36条 【延滞利息】

当社が提供するインターネット接続サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者が当社が指定した期日までにその料金を支払わないとき、または契約者の不備により口座自動振替、クレジットカード決済が行えないときは、契約者は、支払い期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する支払方法により、事務手数料を合算した料金を指定期日までに支払う。

第37条 【契約者の義務】

1. 当社が設置するインターネット接続装置等の設備について、契約者は次の事項を遵守する。

(1) 善良な管理者の注意をもってその設備を維持、管理すること

(2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取り外し、変更し又は分解しないこと

(3) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、又は他の機械等を取り付けないこと

2. 契約者は、当社が設置する設備について善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとする。

3. 前2項の規定に違反してその設備を滅失し又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとする。

4. 当社は、WWW ホームページの内容等契約者がインターネット接続サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、契約者は、契約者のインターネット接続サービスの利用により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとする。

5. 契約者は、当社から付与された識別符号、インターネットアドレス、ドメイン名の管理の責任を負う。識別記号、インターネットアドレス、ドメイン名を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとする。
6. 契約者は、インターネット接続サービスを第三者に利用させてはならず万一契約者以外の第三者が同サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとする。
7. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制にしたがうものとする。特に研究ネットワークは営利目的として利用できない。
8. 契約者は、インターネット接続サービスから得た情報を転載、転売、その他いかなる使用を行う際には、著作権者その他の権利者及び当社の事前承認を受けることが必要である。
9. 契約者は、インターネット接続サービスから得た情報を日本の輸出管理令その他の法令に定める禁輸国向けに直接提供又は第三者をして提供できないものとする。
10. 契約者は当社が定めるニュースグループの運用について次の事項を遵守する。
 - (1) インターネット接続サービス上のニュースグループで当社が管理している情報に関しては、発信者の事前承認なしに、加入者がシステム上で公開した内容を他媒体に転載することはできない。情報の取扱いその他については、各ニュースグループの定める了解事項を遵守するものとする。
 - (2) 当社の事前承認を得ることなしに、インターネット接続サービス上で宣伝活動を行うことはできない。
 - (3) 当社は、以下の場合、契約者の投稿した記事を削除できるものとする。
 - 1) 投稿記事の内容が第 30 条の禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - 2) 投稿後、一定期間を経過したとき
 - 3) その他、当社が不相当だと判断したとき
 - (4) 投稿記事を削除した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとする。
11. 契約者は、当社のインターネット接続サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

第 38 条 【協議】

本約款に記載されていない事項でインターネット接続サービスを提供する上で必要な細目事項については、契約者と当社で協議の上定めるものとする。

第 39 条 【消費税】

1. 第 23 条に規定する料金及び工事費及び第 37 条第 3 項に規定する費用は、消費税を含んでいない。契約者に対しては、算定料金及び工事費等にその消費税相当額を加算して請求する。
2. 第 27 条に規定する請求書は消費税を別枠で表示する。
3. 第 36 条に規定する延滞利息については前 2 項の規定は適用しない。
4. 第 33 条の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とする。

平成 26 年 4 月 1 日一部改訂